

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 1 月 20 日

月 曜 日

第 3714 号

## 目 次

### 告 示

- 特定第 1 号漁業者に係る共済規約の設定の同意 1
- 保安林の指定予定 2

## 告 示

### 富山県告示第29号

特定第 1 号漁業者に係る共済規約の設定の同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 105条の 2 第 3 項の規定による届出のあった次の共済規約の設定に係る特定第 1 号漁業者の同意については、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成26年 1 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

法第 105条第 1 項第 1 号ロの規定により定める加入区並びに水域及び区域		発 起 人	届出年月日
加 入 区	水域及び区域		
漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号）の 1 の(2)の表の氷見加入区	（水域） 共第 9 号漁業権の漁場の区域 （区域） 氷見漁業協同組合の地区のうち高岡市太田及び渋谷並びに氷見市一円（阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）の地域	出村 秀三 山多 和雄	平成25年12月20日

**富山県告示第30号**

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年1月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 保安林予定森林の所在場所**

富山県魚津市湯上字谷地3の4、3の5、4の22、4の24、4の27から4の29  
まで、4の56、4の100、4の102

**2 指定の目的**

土砂の崩壊の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。）